

 かおりん



 あまりん は埼玉県の登録商標です
 べにたま

令和8年3月1日から
加工品に商標を使用する場合は
届出が必要です

上記商標（「かおりん」、「あまりん」、「べにたま」）の
加工品における商標権を埼玉県が取得しました。

上記の商標を加工品に使用する場合は、埼玉県への届出が必要です。
該当する場合は「埼玉県電子申請・届出サービス」から届出をお願いします。



届出フォームはこちらから
※令和8年3月1日から稼働します

こんなときは届出が必要です

- 指定商品区分にある加工品の商品名に「かおりん」「あまりん」「べにたま」の商標を使用^(※)する。
※商標の使用とは、商品等にその標章を付することです。
- 商品のパッケージに「あまりん[®]使用」、「あまりん[®]たっぷり」等と記載する。



届出に必要な事項は裏面でチェック





届出に必要な事項



✓ 氏名、住所、連絡先

✓ 使用する品種

✓ 商品名、商品ジャンル

✓ いちごの使用割合

商標を使用する場合、加工品に使用する原材料のいちごは原則として商標名と同一名称の品種に限ります。

他のいちごを併用する場合には、理由の記載と品種の明示が必要です。

✓ 商標の使用状況が確認できる資料の提出

商標を使用していることが確認できる資料(パッケージの画像等)の提出をお願いします。



埼玉県マスコット
「さいたまっち＆コバトン」



指定商品区分など
詳しくはこちらから



管理要領はこちらから
ご確認ください